

「館山市地産地消推進条例（案）」に対する意見・提言

※ 意見募集の期間：平成30年1月15日（月）から平成30年2月14日（水）まで

提出者に関する事項

氏名又は団体名	※必須	
住所又は所在地	※必須	
連絡先 (電話番号又は 電子メールアドレス)	※必須	
市外提出者の区分 (該当箇所を○で囲んでください。)	※必須	1. 市内に在勤在学している 3. 市への納税義務者 2. 市内に事業所等がある 4. パブリックコメントに係る 事業に利害関係を有する

該当箇所 (○条, 全般等)	意見・提言の内容

※ 用紙が不足する場合は、適宜追加してください。

※ 提出方法等については裏面を御覧ください。

【提出方法】

次のいずれかの方法により提出してください。

(1) 郵送の場合(平成30年2月14日消印有効)

郵便番号 294-8601

千葉県館山市北条1145番地の1

館山市議会事務局宛

(2) ファクシミリの場合

0470-23-3115

館山市議会事務局宛

(3) 電子メールの場合 館山市議会事務局

アドレス

gikai.j@city.tateyama.chiba.jp

(4) 直接御提出いただく場合

・館山市役所本館2階 議会事務局

受付時間：午前8時30分から午後5時まで

(ただし、土日及び祝日は受付をしております。)

【御意見の取り扱い】

(1) 提出された意見は、公平性を確保するため、直接電話で回答するなどの個別対応はいたしません。

(2) 提出された意見で、館山市議会 地域資源有効活用調査特別委員会の考え方を公表する必要があると思われる場合、又は館山市地産地消推進条例案を修正した場合にあっては当該修正内容及びその理由について、議会ホームページによりお知らせいたします。

(3) 提出された意見は、住所、氏名などの個人情報を除き、そのままの形で公表します。

(4) 意見募集は、具体的な意見や提言を収集することを目的としていますので、単に賛否を記載したものや趣旨の不明瞭なものなどについては、館山市議会 地域資源有効活用調査特別委員会の考え方を示さない場合もあります。

【問い合わせ先】

館山市議会 議会事務局 電話0470-22-3527